

甘楽町まちづくり定住応援金

甘楽町では、定住化により活力あるまちづくりを推進するため、自らの居住の用に供するための住宅を新しく建てられた方、購入された方、建て直された方へ応援金を交付いたします。

概 要

- 応援金の額・・・7万円
- 申請受付期間・・・住宅を取得した日から1年以内
- 対象住宅・・・延床面積50㎡以上の専用住宅
居住部分が50㎡以上の併用住宅

— 下記条件に該当する場合は、以下のとおり加算金を交付します —

① 転入加算・・・3万円

（住宅を取得した日の1年前から申請日までの間に甘楽町へ転入した場合）

※甘楽町に転入する直前まで1年以上にわたり、甘楽町以外の市町村に住所登録されていたことが条件となります

② 子供加算・・・3万円

（申請日時点で、取得した住宅に居住する世帯員の中に中学生以下の子供がいる場合）

③ 土地取得加算・・・3万円

（住宅を取得した日の2年前から住宅を取得した日までに住宅の敷地である土地を100㎡以上購入した場合）

④ 町内業者加算・・・3万円

（町内業者から住宅を購入した場合）

※売買契約書・工事請負契約書等における契約者が町内に本店がある法人または町内に住所がある個人事業主である必要があります

○ 対象とならない場合

- ・甘楽町に住んでいない方
- ・世帯に納入すべき町税等の滞納がある方
- ・過去にこの応援金を受けたことがある方
- ・住宅を公共事業の補償等で取得した場合
- ・相続や贈与などで対価を伴わず取得した場合
- ・増改築の場合



申 請

- 甘楽町まちづくり定住応援金交付申請書を次のものと一緒に提出してください。
 - ・住宅・土地の登記簿謄本の写し
 - ・戸籍の附票等の写し及び納税証明書等の写し※「①転入加算」該当者のみ添付（戸籍の附票については「本籍と筆頭者」「在外選挙登録地」の印字の有無は問いません。）
 - ・売買契約書の写し※「③土地購入加算」「④町内業者加算」「売買取得」該当者のみ添付
 - ・交付を希望する口座の預金通帳の表紙及び表紙裏面の写し

＜お問合せ先＞ 甘楽町住民課税務係 TEL（直通）：0274-64-8313